

平成24年(行ツ)第190号

平成24年(行ヒ)第225号

決定日 平成24年11月9日

上告人兼申立人 田中酸素株式会社

被上告人兼相手方 国

原判決の表示 東京高等裁判所平成23年(行コ)第304号(平成24年2月8日判決)

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

最高裁判所第二小法廷